

## ■ 政策枠組

### 総合計画

- **循環経済のロードマップ** (詳述①)
- **海洋におけるゼロプラスチック行動計画** (詳述②)

### 基本法制度 拡大生産者責任 (EPR)

- 廃棄物法 ● 容器包装廃棄令
- 環境管理規定 (EPR原則を規定)
- **循環経済法** (詳述③)
- **CITEO Bounus-malus System** (詳述④)

## ■ 資源循環

### リデュース

- **使い捨てプラスチック容器使用禁止、及びプラスチック袋の使用禁止** (詳述⑤)
- 国家廃棄物防止プログラム

### リユース リサイクル

- デポジット制度の検討及び製品への2次原料の使用拡大 (循環経済のロードマップ)

### マイクロビーズ

- マイクロビーズを含むリンスオフ化粧品の製造・上市の禁止 (生物多様性法に基づく政令)

### 代替素材

- バイオマス素材・堆肥可能プラスチックの除外 (使い捨てプラスチック容器及びプラスチック袋の使用禁止政令)

### 公共調達

- 循環経済の統合 (循環経済のロードマップ)

## ■ 適正処理

### 廃棄物処理体制

- 分別の簡素化・回収容器の色の統一
- 発生源での有機廃棄物の分別 (循環経済のロードマップ)

### 流出防止

- プラ製造工程におけるプラスチック粒子回収フィルター設置の義務付け
- 汚水処理施設からの流出防止措置の実施

### ごみ回収

- 砂浜清掃の実施・大型回収箱の設置
- 漁船による海洋ごみの回収の実施 (Fishing for litter)

## ■ 横断的取組

### 技術開発

- 分野横断的な専門家の科学共同体による「ポリマーと海洋」研究の推進

### 普及啓発 官民協力

- **プラスチック容器包装に関する協定** (詳述⑥)
- 市民科学プラットフォームの設置

### 科学的知見 の蓄積

- IFRMEMER (国立海洋開発研究所) によるMPの調査研究の実施

### 国際協力

- 地域海条約・国際条約の交渉への参加 (バーゼル条約付属書の改正等)

# ① フランス：循環経済のロードマップ

循環経済の実現に向けたロードマップ。5つの目標、4つの分野（製造、消費、廃棄物管理、及び利害関係者の動員）における50の施策で構成。特に廃棄物管理政策に重点。

策定年・期間	2018年策定（2030年までの目標設定）
--------	-----------------------

## 目標等

- 2010年から2030年の間にGDPに対する天然資源の消費を30%削減
- 2025年までに廃棄物(有害ごみを除く)の埋立処分量を半減(2010年比)
- 2025年までにプラスチック100%リサイクル（プラスチックリサイクルにより 800万t/年のCO2排出を抑制）
- 新しい職業を含め、最大30万人の追加雇用を創出

## 対策

- **製造**：製品への二次原料の使用拡大、生産性向上への投資支援、リサイクル投資に対するEPR適用
- **消費**：リユース・修理に関する産業の強化、電気電子機器部品の入手可能性に関する情報提供義務の強化及び修理可能性ロゴ表示義務化、家電の保証期間延長をEUレベルまで延長、食品廃棄物対策、消費者に提供する情報の改善
- **廃棄物管理**：飲料ボトルのデポジット制度の検討、EPRの業務用包装への拡大・目標設定、分別の簡素化、汚染活動に対する一般税)の検討、生ごみ回収時の生分解性・堆肥化可能袋の使用等
- **利害関係者の動員**：市民及び企業動員のためのコミュニケーション、公共調達及び企業間の相乗効果の強化等

## ② フランス：海洋におけるゼロプラスチック行動計画

生物多様性計画で設定されている、2025年までに海洋におけるプラスチックゼロ目標を達成するためのロードマップ。廃棄物の排出防止と関係主体の意識啓発を中心に、4つの主要分野に関する35の取組が示されている。

策定年・期間

2019年12月。実施期間は2020年～2025年

目標等

以下の4つの主軸に対応する定性的な目標を設定している（①に対しては、「産業活動レベルでの対策を通じて海洋環境におけるプラスチックごみを防止する」等の目標）。

対策

- ① **上流・陸域由来のプラスチック汚染防止**：企業と協力して排出源での廃棄物防止対策（プラスチックペレットの漏出防止等）の実施、プラスチックの代替物質の研究・開発、地元コミュニティに向けた自然環境における廃棄物の流出対策のベストプラクティス・ツールの共有
- ② **水域・下水・雨水における廃棄物の対策**：水域におけるマクロプラスチック集積域のマッピングインベントリ作成、河川における廃棄物の回収、河川におけるマイクロプラスチックのモニタリング手法の特定
- ③ **沿岸域・海洋におけるプラスチックごみ対策**：沿岸域における廃棄集積域のインベントリ作成、ビーチの堆積物中微小物質のモニタリング手法の開発、漁港・観光・貿易港における廃棄物の管理優先地域の特定
- ④ **意識啓発・情報・教育**：マルチステークホルダー参加の海洋ごみに関する科学プラットフォームの設置・推進、市民に向けた分別・廃棄物防止の意識啓発、環境教育活動の実施及び支援

### ③ フランス：循環経済法

2004年に制定された環境憲章実施の一環として、線形型経済から循環型経済への移行のため、汚染者負担の原則の適用拡大による企業責任と優れた消費者情報とのバランスを取ろうとするもの。

開始年・期間 2020年2月10日公布

#### 対象

- EPRによる回収・リサイクルの義務対象製品の拡大。現行で義務付けられている電気・電子機器、容器包装(家庭用)、衣料・靴、家具等の14のカテゴリに加えて、新たに建材、玩具、スポーツ用品、DIY・ガーデニング用品、自動車、タイヤ、たばこ、生理用品(ウェットティッシュを含む)、レジャー・競技用ボート、プラスチック含有漁具等を段階的に追加。
- 個々の容器包装製品について段階的に流通を禁止。農業資材は対象外。

#### 内容

- 数値目標：2040年までに使い捨てプラ容器包装を廃絶する。そのために、以下の製品の流通を段階的に禁止。
  - 2020年1月1日：カップ、グラス、皿
  - 2021年1月1日：ストロー、ステーキ用ピック、カップ用ふた、ナイフ・フォーク・箸などのカトラリー、マドラ
  - 2022年1月1日：ティーバック、野菜・果物の包装、新聞・雑誌・広告の包
  - 2023年1月1日：ファーストフードでのカップ・グラス・カトラリー（再生利用可能なものと置き換え）
- 拡大生産者責任による回収・リサイクルのための拠出金に関して、環境に配慮した製品の拠出金は割引し、リサイクルの可能性が制限されている製品には拠出金を割り増しする制度の導入
- 電気・電子機器に修理可能指数(スペアー部品の価格を含む)の表示を義務付け
- 2021年以降、酸化型生分解性のプラスチックの袋又は容器包装の販売を禁止
- 2022年末までに、地方自治体のボトル回収率が改善されない場合、プラ製ボトルへのデポジット導入を可能とする
- 2025年以降に販売される洗濯機へのマイクロファイバー回収用のフィルターを設置を義務付け
- 2030年までに、プラスチック飲料ボトルの流通量を50%削減する目標も設定

# ④ フランス : CITEO Bounus-malus System

環境管理規定のEPR原則に基づき、CITEO（生産者責任組織）容器包装の環境配慮設計を促進するリサイクル料金を設定。環境配慮の度合いより料金が最大36%軽減、又は最大100%増加となる。

開始年・期間 1993年導入

## 対象

再商品化委託料の徴収対象となる対象者は、フランス市場で販売する包装製品(Packaged Products)の生産者、輸入業者、（生産者又は輸入業者が不明の場合は）最初に包装製品を市場に投入する責任者

## 内容

- 再商品化委託料 = (素材別重量に応じた負担 + ユニット数に応じた負担) × ボーナス・ペナルティ
- 素材別にkg当たりの単価、ユニット数（容器包装の単位。例えば飲料製品の場合はPETボトル）による単価を設定し、より軽量でシンプルなものほど料金が低下。
- ボーナス(最大36%)：注意喚起ボーナス(容器包装への分別説明やロゴ表示、TV・ラジオ等での普及啓発)、及び削減ボーナス(重量やユニット数の削減、複合素材から非主要素材の除去、単一樹脂の硬質プラ容器への移行、模範としてのCITEOによるカタログ掲載、分別ルールが定着しリサイクルルートが確立しているプラ容器包装(PET、HDPE、PPボトル)の活用)により設定。
- ペナルティ(10～100%)：リサイクルを阻害する容器包装 (PS・発泡PS・PVCを含有、複合素材)、リサイクルルートを持たない容器包装、不透明PET容器、鉱油添加剤入りの紙・ボール紙素材等により設定。

## 実績

- 25年間で容器包装の70%をリサイクル・分別
- 5万以上の企業がリサイクルに対して950億ユーロを投資

## ⑤ フランス：プラスチック袋の使用禁止

EUの2015年使い捨てプラスチック袋削減指令に対応するため、使い捨てプラスチック袋使用禁止令を制定。フランスのバイオエコノミー戦略(2017年)で掲げたバイオマス系廃棄物の削減と、整合性を図る内容。

開始年・期間 2016年7月1日施行

### 対象

- 厚さ50 $\mu$ m未満のプラスチック製レジ袋（バイオマス素材も対象）（2016年7月以降）
    - 対象外：厚さ50 $\mu$ m以上で、かつ、再利用可能なプラスチック袋もしくは紙や繊維等のプラスチック以外の素材の袋
  - ばら売り用の野菜・果物袋等、レジ袋以外のプラスチック袋（2017年1月以降）
    - 対象外：一定以上のバイオマス割合（※）、かつ家庭で堆肥化可能なプラ袋
- ※バイオマス割合は段階的に引上げ(2017年：30%、2018年：40%、2020年：50%、2025年：60%～)

### 内容

- 有償無償に関わらず、全ての小売業者（食料品店、薬局、書店、市場など）による使い捨てプラスチック袋の使用禁止。
- 違反者には行政処分（停止命令など）、刑事罰（最高2年の禁固刑、10万ユーロの罰金）あり。

### 実績

特に持ち帰りができる飲食業（ファーストフードチェーン等）の多くがプラ袋から紙袋に移行

# ⑤ フランス：使い捨てプラスチック製品の使用禁止

エネルギー転換法、食品法、生物多様性法に基づき複数の政令を制定。プラ袋使用禁止令と同様に、バイオエコノミー戦略で掲げたバイオマス系廃棄物の削減との整合性を図るため、バイオ素材等は対象外。

## 開始年・期間

2018年1月（マイクロビーズを含むリンスオフ製品）、2020年1月（プラ製綿棒、カップ・グラス・皿、プラ製品）、2025年1月（プラ製調理用容器・食品容器 ※住民が2,000名以下の小規模な地区の施設においては2028年1月以降）

## 対象

- **カップ・グラス・皿**：バイオマス割合50%以上(2025年に60%に引き上げ) かつ家庭で堆肥可能なプラスチック、販売時点で食品・飲料が入っている製品は対象外。
- **プラスチック製品**：ストロー、カトラリー、ステーキ用の旗、飲料容器の蓋、食品用トレイ、アイスクリーム用容器、サラダボウル、食品用容器、マドラー。バイオマス素材、かつ、家庭で堆肥可能なプラスチック製品は対象外。
- **マイクロビーズを含むリンスオフ化粧品・プラ製綿棒**（医療目的ではない綿棒）
- **食品法第28条対象製品**：学校食堂での飲料水ボトル、学校・保育施設の食堂での調理用容器・食品容器

## 内容

- **カップ・グラス・皿**：エネルギー転換法に基づき、個人及び法人による自身の経済活動のための、プラ製のカップ・グラス・皿を有償若しくは無償で提供、使用、配布、国内市場での初めての流通を禁止。
- **プラスチック製品**：食品法第28条に基づき、特定のプラ製品、飲料水ボトル、調理・食品容器の利用を禁止。
- **プラ製綿棒**：生物多様製法に基づき、プラ製綿棒の流通を禁止。

# ⑥ フランス：プラスチック容器包装に関する協定

循環経済ロードマップに基づき、政府、プラスチック関連企業、市民団体がプラスチック容器包装に関する協定National Pact on plastic packagingを締結。エレン・マッカーサー財団の「新プラスチック経済イニシアチブ」のビジョンが基礎。

開始年・期間 2019年2月署名（2022年と2025年の目標設定）

対象 プラスチック容器包装

内容

**ビジョン：** ●問題のある又は不要なプラ容器包装の廃絶。●リユースモデルの適用。●全てのプラ容器包装のリユース・リサイクル・堆肥化を可能にし、実際に100%達成。●プラ使用と有限資源消費のデカップリング。●有害物質の排除。

**コミットメント：**

- **政府：** 食品容器及び使い捨てカップへの発泡スチロール使用禁止、容器包装へのPVC使用廃絶の推進(2022年までに)、リユース・リサイクル配慮型製品設計へのインセンティブとなる財政的メカニズムの検討、リサイクル関連投資増加のための方法の評価、60%のプラ容器包装のリサイクルの達成(2022年までに)、リサイクルインフラの強化、民間との研究連携
- **企業：** 容器包装へのPVC使用の廃止(2022年までに)、容器包装への発泡スチロール使用廃止への取組、リユース・リサイクル又は100%堆肥可能にするエコ設計の容器包装の実現(2025年までに)、容器包装への平均30%の再生プラ材の使用(2025年まで)
- **市民団体：** 企業の取組の進捗状況のモニター、一般市民を対象とした教育及び普及啓発

実績

政府(環境連帯移行省)、小売店(Carrefour他5社)、飲食料品メーカー(Danone他3社)、化粧品メーカー(L'Oréal)、梱包材製造(LSDH)、一般消費財製造(Unilever)及びNPO/NGO(WWF他1団体)が賛同。